

## 裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 尼崎市長

審査請求人が令和5年6月19日にした、処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和5年2月22日付け公文書部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（令和5年度審査請求第3号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事案の概要

#### 1 本件処分に係る開示の請求前の事実の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年6月28日、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「条例」という。）第5条及び第6条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、同日付けの公文書開示請求書を提出して、尼崎市健康福祉局保健部（健康支援推進担当）（令和4年度当時。以下「健康支援推進担当」という。）が保有するたばこに関する問い合わせ・意見等記録簿（令和3年10月22日付け尼健第704号による部分開示決定で開示対象とされたより後のものに限る。以下「令和4年6月開示請求文書」という。）の開示を請求した。
- (2) 処分庁は、令和4年6月開示請求文書として、「令和3年度たばこに関する問い合わせ・意見等記録簿（令和3年4月1日から令和4年3月31日）」のうち令和3年10月20日から令和4年3月31日までの部分（「No.85」から「No.142」まで）及び「令和4年度たばこに関する問い合わせ・意見等記録簿（令和4年4月1日から令和5年3月31日）」（以下「本件記録簿」という。）のうち令和4年4月1日から同年7月11日までの部分（「No.1」から「No.71」まで）を特定し、同月13日、これらの公文書についてその一部を開示する旨の決定を行い、その旨を公文書部分開示決定通知書（同日付け尼健第314号-4）により審査請求人に通知した。

- (3) 令和4年7月14日から令和5年2月6日までの期間において、本件記録簿について、「No.61」と「No.62」との間に1案件、「No.69」と「No.70」との間に1案件、それぞれ案件を追加する必要が生じたため、健康支援推進担当の職員は、それぞれ「No.62」及び「No.71」として案件を追加し、既存の「No.62」から「No.69」までをそれぞれ「No.63」から「No.70」までとし、既存の「No.70」及び「No.71」をそれぞれ「No.72」及び「No.73」として、本件記録簿を更新した。

## 2 本件処分に係る開示の請求以後の事実の経過

- (1) 審査請求人は、令和5年2月7日、条例第5条及び第6条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、同日付けの公文書開示請求書を提出して、健康支援推進担当が保有するたばこに関する問い合わせ・意見等記録簿（上記1(2)の令和4年7月13日付け尼健第314号-4による公文書部分開示決定で開示対象とされた文書（以下「令和4年6月開示対象文書」という。）より後のものに限る。以下「本件開示請求文書」という。）の開示を請求した。
- (2) 処分庁は、本件開示請求文書として、本件記録簿のうち「No.74」から「No.164」まで（番号が付されていない8案件を含む。）の部分（以下「本件対象文書」という。）を特定した。
- (3) 処分庁は、本件対象文書に記載されている情報のうち、市の一般職の職員の氏名並びに連絡者等の氏名、住所及び連絡先については条例第7条第2号に掲げる情報に、たばこに関する問い合わせ・意見等又はその対応において取り上げられた法人等の名称等については同条第3号アに掲げる情報に該当するとして、これらの情報が記載されている部分を除いた部分を開示する旨の本件処分を行い、その旨を公文書不開示決定通知書（令和5年2月22日付け尼健第984号-2）により審査請求人に通知した。
- (4) 審査請求人は、本件処分について、開示対象となるべき文書が存在していないことと不開示となっている部分について不服があるとして、令和5年6月19日付けで審査請求を行った。
- (5) 処分庁は、令和5年8月28日、本件処分において不開示とした部分のうち本件記録簿における「No.82」、「No.109」及び「No.114」における法人等の名称並びに「No.87」の市立小学校の校長の氏は、条例第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当しないとして、これらの情報が記載されている部分を開示し、併せて、本件記録簿（令和5年2月7日時点のもの）について、上記1(3)に記載のとおり案件が追加されたとともに案件番号の一部が変更となったこと及び「No.74」から「No.164」までの間に案件番号が付されていない案件が8件あったことを踏まえ、案件番号が付されていない案件に案件番号を振り直した上で、その更新後の本件記録簿（「No.1」から「No.172」まで）のうち不開示情報に該当する部分を除いた部分を開示する旨の決定を行い、その旨を公文書部分開示変更決定通知書（同日付け尼マナ第218号）により審査請求人に通知した。
- (6) また、処分庁は、令和5年9月26日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき審査請求人に対して行った保有個人情報部分開示決定

(令和5年7月10日付け尼マナ第154号)において本来開示すべきであった本件記録簿(令和5年2月7日時点のもの)における「No.90」、「No.91」、「No.92」及び「No.94」について、これらに記録されている全ての情報を開示する決定を行い、その旨を保有個人情報部分開示変更決定通知書(同日付け尼マナ第285号)により審査請求人に通知した。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分を取り消すとの裁決を求めている。

本件開示請求文書に、「No.72」及び「No.73」の文書が含まれていないため、開示請求の対象として文書の特定を求めるとともに、「No.82」、「No.90」、「No.91」、「No.92」、「No.94」、「No.109」及び「No.114」の文書については、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、公開を求める。また、「No.87」の文書については、校長の氏名については条例第7条第2号に該当しないため、公開を求める。

### 2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求を却下するとの裁決又は本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

処分庁は本件処分において不開示とした部分について、令和5年8月28日付けの公文書部分開示変更決定及び令和5年9月26日付けの保有個人情報部分開示変更決定により、既に審査請求人に対し、①審査請求人が開示の請求に対応する公文書として特定を求める本件記録簿(令和5年2月7日時点のもの)における「No.72」及び「No.73」について特定し、②「No.82」、「No.109」及び「No.114」における法人等の名称並びに「No.87」の市立小学校の校長の氏が記載された部分を開示し、③本件記録簿(令和5年2月7日時点のもの)における「No.90」、「No.91」、「No.92」及び「No.94」に記載された全ての情報を開示した。

そのため審査請求人の本件処分の取消しを求める法律上の利益が失われており、本件審査請求は不適法なものとして速やかに却下されるべきである。

仮に審査請求人の本件処分の取消しを求める法律上の利益が失われていないとしても、本件処分は何ら違法又は不当な点がないことから、棄却されるべきである。

## 理 由

### 1 判断に当たっての基本的な考え方

本件においては、処分庁は、当初に行った本件処分について、変更決定を行い、本件

対象文書についての不開示の範囲を変更している。

以上を踏まえて検討する。

## 2 本件記録簿の「No.72」及び「No.73」の特定について

令和5年9月29日付けの処分庁の弁明書によれば、令和4年7月14日から令和5年2月6日までの期間において、本件記録簿に案件を追加する必要が生じた関係から、処分庁は案件番号を振り直し、旧「No.70」を「No.72」とし、旧「No.71」を「No.73」として本件記録簿を更新した。

そして、令和5年8月28日に、審査請求人が特定を求めていた案件を含めた、案件番号を振り直した本件記録簿（「No.1」から「No.172」まで）を開示した。

したがって、現時点において審査請求人の不服のある部分は全て開示されている。

## 3 本件記録簿の「No.82」、「No.90」、「No.91」、「No.92」、「No.94」、「No.109」及び「No.114」について

### (1) 「No.82」、「No.109」、「No.114」について

令和5年8月28日付け公文書部分開示変更決定にて、法人等の名称が開示されている。

### (2) 「No.90」、「No.91」、「No.92」及び「No.94」について

令和5年9月26日付け保有個人情報部分開示変更決定にて、記載された全部の情報の開示がされている。

したがって、現時点において請求人に不服のある部分は全て開示されている。

## 4 本件記録簿の「No.87」の校長の氏について

令和5年8月28日付け公文書部分開示変更決定にて、開示がされている。

## 5 結論

以上のことから、現時点において審査請求人に不服のある部分は全て開示されているため、本件審査請求は審査請求の利益を欠くので、主文のとおり裁決する。

令和6年6月21日

審査庁 尼崎市長 松本 眞